

環境特集号

—ごみ減量・リサイクルの輪を広げよう！！—

第13号（平成21年12月発行）

豊能町建設環境部環境課

環境課（☎739-3419）、環境課清掃事務所（☎736-1190）

「リサイクル」ってなあに？

～光風台幼稚園での環境学習～

11月5日（木）、光風台幼稚園の園児達と環境学習を行いました。

紙パックをリサイクルするとトイレットペーパーができることや、ごみの分別についてのお話をしました。また、袋に水の入ったペットボトルを入れて（ごみの入った状態の）袋の重さ等を体験しました。



ごみの分別に関する事例について①

住民の皆さんからよく、エアコン、テレビ、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機の処分方法や大量のごみの処分方法等について問い合わせをいただきます。ここでは、その処分について紹介いたします。

◎家電のリサイクルについて

平成13年4月に特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」）がスタートしました。この法律は、家電製品の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量し、資源の有効利用を推進するための法律です。対象となる家電製品はエアコン、テレビ、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機で、リサイクルするには、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。リサイクルする方法には、次のとおり製造メーカーがリサイクルを行うメーカー方式と大阪府が推進する家電リサイクル大阪方式の2方式があります。

★家電リサイクル法に基づくメーカー方式

製造メーカーがリサイクルを行う方式で、販売店に引取ってもらう方法と、自分で引取り場所へ運搬する方法があります。リサイクル料金は次のとおりです。

○主なメーカーのリサイクル料金（メーカーにより料金が異なる場合があります。）

エアコン	テレビ		冷蔵（凍）庫		洗濯機・衣類乾燥機
	15型以下	16型以上	170ℓ以下	171ℓ以上	
2,625 円	1,785 円	2,835 円	3,780 円	4,830 円	2,520 円

*別途、収集運搬料金が必要です。

1 販売店に引き取ってもらう場合

買い替えのときや過去に購入した販売店が分かるときは、販売店で引き取ってもらえます。リサイクル料金と収集運搬料金を依頼される販売店に確認のうえ、直接お支払いください。

なお、買い替えや購入した販売店が不明な場合でも、家電量販店等で引き取ってもらえる場合があります。最寄りの家電量販店等にご相談ください。

2 自分で引き取り場所へ運搬する場合

指定引き取り場所へ直接持ち込む場合は、事前に郵便局で、リサイクル料金を振り込み、その伝票を持って、製造メーカーの指定する引き取り場所に持ち込んでください。本町近くの引き取り場所は次のとおりです。この場合、収集運搬料金はかかりません。

○佐川急便(株) 千里店内 住所：茨木市豊川 5-555-1 電話：072-641-5000	○日本通運(株) 大阪支店豊中倉庫内 住所：豊中市服部西町 5-18-1 電話：06-6862-1423
--	--

*詳しくは（財）家電製品協会 家電リサイクル券センター（☎0120-319640）までお問合せください。

★1・2以外の方法で、町でも有料で引取りを行なっています。上記のリサイクル料金の他に、収集運搬料金が3,670～5,250円かかります。詳しくは環境課までお問い合わせください。

★家電リサイクル大阪方式

家電リサイクル大阪方式は、消費者の負担軽減につながる方式として、大阪府が推進し、システム管理者である大阪リサイクル事業協同組合が事業を実施しています。

家電リサイクル大阪方式でリサイクルする場合は、

大阪リサイクル事業協同組合 電話（申込専用）：**06-0120-44-8780**
までお申し込みください。

＊郵便局等で販売されているメーカー方式の家電リサイクル券は大阪方式では使用できません。

○大阪方式のリサイクル料金

エアコン	テレビ	冷蔵（凍）庫	洗濯機・衣類乾燥機
2,150 円	1,680 円	3,150 円	1,780 円

＊別途、収集運搬料金が必要です。

○生活保護世帯等の負担軽減

大阪方式では、システム管理者である大阪リサイクル事業協同組合が、生活保護受給世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」に基づく支給給付受給世帯の負担を軽減するため、再生輸送料金を不要とする取り扱いをしています。（生活保護の受給者であることの証明書の提出、支給給付受給世帯については本人確認証の提示によりご利用できます。）

◎引越しなどで多量に出るごみや処理困難なごみ

町では、引っ越しや部屋の模様替えなどで多量に出るごみを臨時的に収集していません。通常のごみの収集日に分別して排出（あまりに多量の場合は分割）していただくか、直接、処理場（国崎クリーンセンター）へ持ち込むか、町が許可する業者へ依頼（有料）してください。

★国崎クリーンセンター（0744-7280）

火曜日から金曜日の午後 1 時 30 分から午後 4 時までで、搬入日前日までに事前予約が必要です。なお、処分料は 10kg 当たり 80 円です。

★許可業者

近畿セイビ(株)	0723-3226
(株)ノセクリーンセンター	0737-1233
鍵本産業(株)	0755-6215
弘伸商事	0729-8755
平田商事	0739-1170

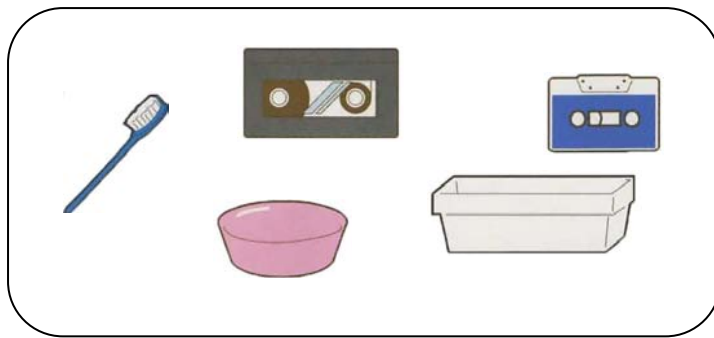
＊処分料と合わせて収集運搬料が必要です。料金の設定は各業者により異なりますので、それぞれ確認してください。

ごみの分別に関する事例について②

◎よくあるプラスチック類の分別誤り

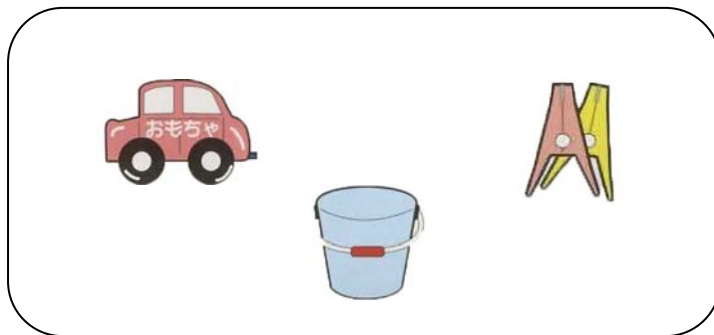
ごみに関するお問い合わせや、収集の際、「プラスチック類の分別誤り」があります。「その他プラスチック類」は、本年4月からごみの分別がなくなり、そのほとんどが「可燃ごみ」（一部金属が付着している場合は「不燃ごみ」）に分別されますが、誤って「容器包装プラスチック類」に混在している事例が多くあります。

ご家庭から排出の際、ご注意ください。



歯ブラシ、洗面器、プランター（概ね 40 cm以内で袋に入るサイズ）、ビデオ・カセットテープなどは、

可 燃 ご み



（一部金属が付着した）プラスチック製おもちゃ、バケツ（取手に金属を使用した）、洗濯ばさみ（金具付）などは

不 燃 ご み

ごみの分別に関する事例について③

◎リサイクル識別表示マークを参考に分別を

ごみの排出の際、参考にさせていただきたいのが「リサイクル識別表示マーク」です。以下にマークを抜粋しますので、分別の参考にしてください。



容器包装プラスチック類



ペットボトル



紙類等（その他紙類）



空きカン



空きカン